



CITES COP17
JOHANNESBURG 2016
WORLD WILDLIFE CONFERENCE

トラフィック・ゼミナール
結果編「ポストCoP17-日本への影響は？」

2016年12月12日

本日のトラゼミ

- I CITES CoP17とは？
- II 注目の提案・議案と日本への影響
- III 野生生物取引を巡る世界の動き



©TRAFFIC(以降、記載がない場合は同様)

本日のトラゼミ

I CITES CoP17とは？



ワシントン条約とは



Convention on **I**nternational
Trade in **E**ndangered **S**pecies of
Wild Fauna and Flora

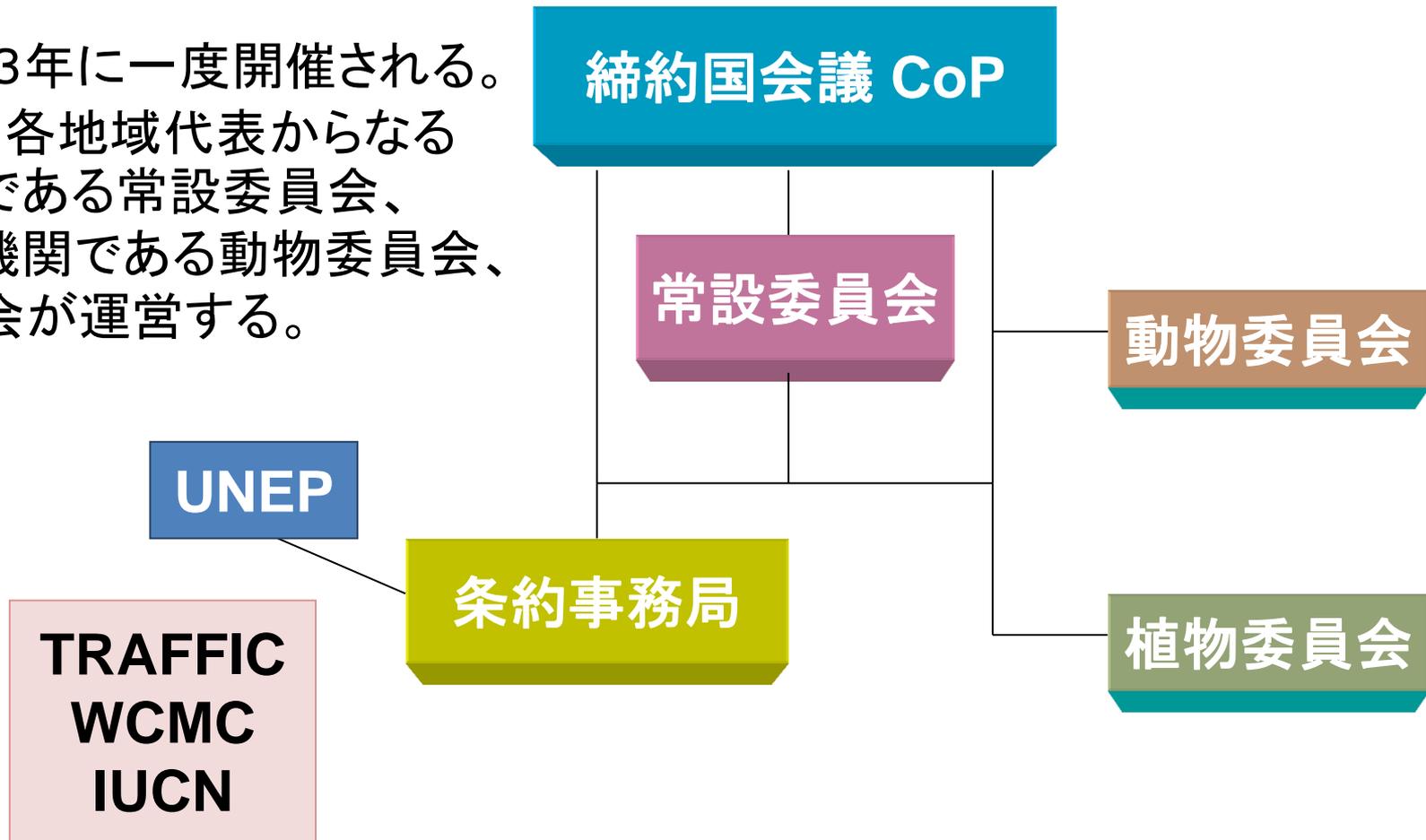
絶滅のおそれのある野生動植物の種の
国際取引に関する条約

目的：野生動植物が過度に国際取引で利用され、
生存が脅かされることのないようにすること



条約の運営組織

CoPが2～3年に一度開催される。
その間は、各地域代表からなる
執行機関である常設委員会、
専門的な機関である動物委員会、
植物委員会が運営する。



ワシントン条約締約国会議 (CITES CoP)

* 議論: 分科会 → 全体会合

- 分科会1: 附属書改正提案を含む生物学的な案件に関するもの
- 分科会2: その他様々なもの

* 可能な限り、コンセンサスを目指す

* コンセンサスに至らない場合に投票となる。手続き案件は過半数、重要な案件は3分の2以上の賛成が必要。

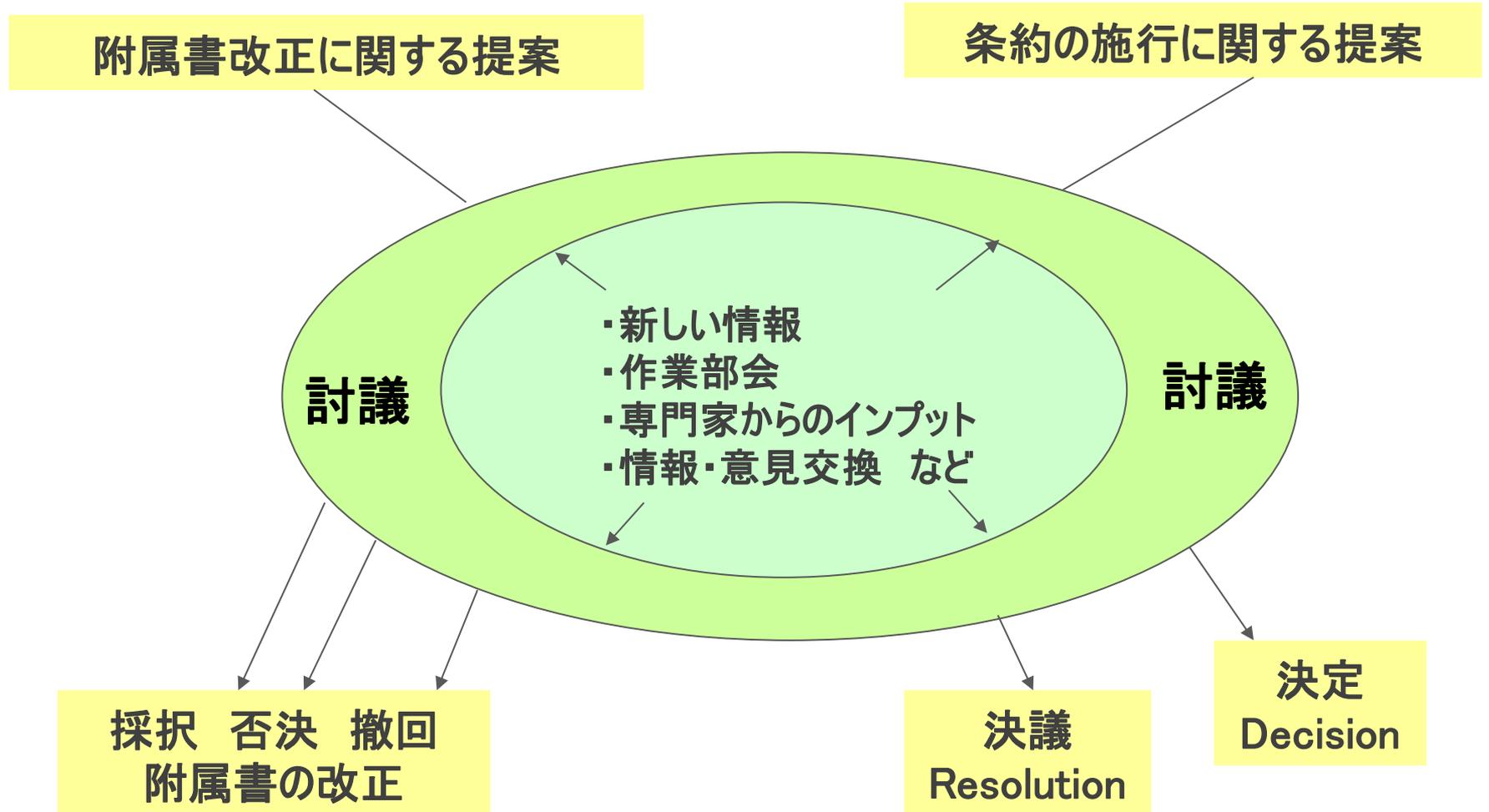
* 全体会合で再度、分科会で決まった事項について、再確認を行う



NGOも発言は可能
ただし、投票できるのは締約国のみ



ワシントン条約締約国会議 (CITES CoP)



CoP17の日程

9月24日	全体会合 Plenary		
9月25日 ～ 10月3日	分科会1 Committee I	分科会2 Committee II	作業部会 Working group
	各分科会では、すべての議題について採択、否決、変更案の採択を行なう。コンセンサス(全会一致)で合意できない場合は、投票で決定する。附属書の改正など重要な案件は、2/3以上の賛成票で採択される。		必要に応じ、随時つくられる。関係する締約国とTRAFFICなどNGOのメンバーも参加。
10月4日	全体会合 Plenary: 全議案の採否確定		

CoP17の提案・議題

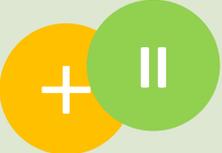
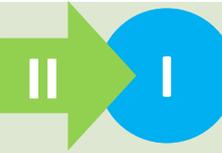
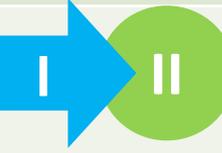
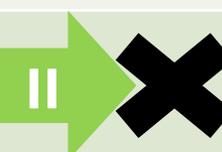
➤ 附属書改正提案: 62件

附属書Iへ掲載・移行	18
附属書IIへ掲載・移行	34
注釈変更	9
附属書から削除	2

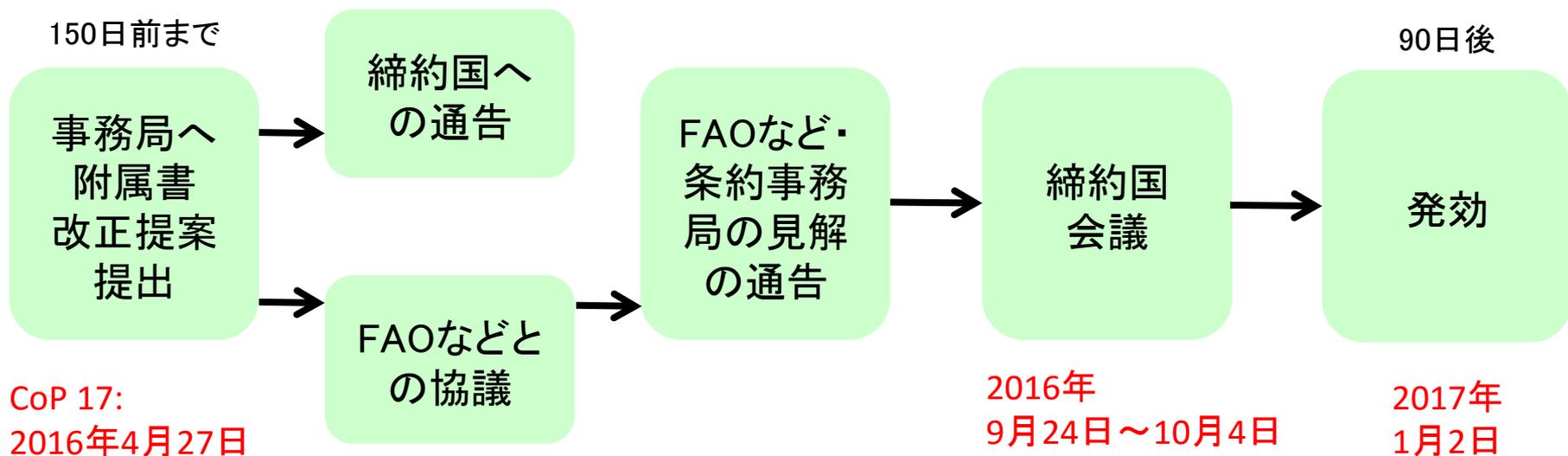
➤ その他の議題: 87件

- ・ウナギ、宝石サンゴの調査実施
- ・象牙の国内市場閉鎖
- ・需要削減
- ・サイバー犯罪の撲滅 など

CoP17附属書改正提案

	新たに附属書 II に掲載	26
	新たに附属書 I に掲載	7
	附属書 II から附属書Iへ移行	11
	附属書 I から附属書 II へ移行	8
	附属書 II から削除	2
	細かい条件(注釈)を追加/変更する	9

附属書改正提案から発効までの流れ



トラフィックの見解とCoP17の結果

種名	提案内容	TRAFFIC 見解	CoP17 結果
センザンコウ全種	附属書 II から附属書 I へ移行	支持	可決
アフリカゾウ	附属書 II の注釈変更	反対	否決
アフリカゾウ	附属書 II の個体群を附属書 I へ移行	反対	否決
ハヤブサ	附属書 I から附属書 II へ移行	支持	否決
ヨウム	附属書 II から附属書 I へ移行	支持	可決
ミミナシオオトカゲ	新たに附属書 I へ掲載	支持	変更案 可決
クロトガリザメ	新たに附属書 II へ掲載	支持	可決
ツルサイカチ属 全種	新たに附属書 II へ掲載 ※附属書 I 掲載種を除く	支持	可決

本日のトラゼミ

Ⅱ 注目の提案・議案と日本への影響

附属書改正提案

- ・アフリカゾウ
- ・ヨウム
- ・ローズウッド

その他の議題

- ・アフリカゾウ
- ・ヨーロッパウナギ



アフリカゾウの 附属書掲載

© WWF-Canon / Martin HARVEY



PROBOSCIDEA(ゾウ目(長鼻目))

Elephantidae(ゾウ科) Elephants (ゾウ類)

Elephas maximus
アジアゾウ、インドゾウ
[Asian Elephant; Indian Elephant]

Loxodonta africana
アフリカゾウ
[African Elephant; African Savannah Elephant]
(附属書 II に掲げるボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエの個体群を除く。)

Loxodonta africana
アフリカゾウ
[African Elephant; African Savannah Elephant]
注 5 (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエの個体群のみ。他の個体群は附属書 I に掲げる。)

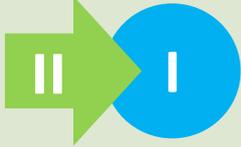
注 5

- 非商業目的のハンティングトロフィーの取引
- 2) ジンバブエ、ボツワナについて決議 11.20 に定められたものと、ナミビアと南アフリカについて生息域内 (in situ) 保護プログラムのための、適切に受け入れ可能な目的地向けた、生きている動物の取引
 - 3) 皮の取引
 - 4) 毛の取引
 - 5) ボツワナ、ナミビア、南アフリカについては商業目的または非商業目的でおこなわれる、ジンバブエについては非商業目的でおこなわれる革製品の取引
 - 6) ナミビアについては装身具類に組み込まれ、ひとつずつ記号をつけ認証されたエキバという象牙
 - 7) 登録された象牙の取引 (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、及びジンバブエについて、全形牙及び切断した牙) で、次の規定に従うもの：
 - i) 当該国で採取され、政府が在庫として所有する登録されたものに限る (押収された象牙及び原産地不明の象牙を除く)。
 - ii) 事務局が、常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する決議 10.10 (CoP12 で改正) のすべての要件に従って管理されることが確保されるような十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。
 - iii) 事務局が、輸入予定国と、登録された政府所有の在庫を認証した後に限る。
 - iv) CoP12 で合意された、政府が在庫として所有する登録された象牙の条件付売買に準ずる象牙 (ボツワナから 20,000kg、ナミビアから 10,000kg、南アフリカから 30,000kg) である。
 - v) CoP12 で合意された量に加え、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエで 2007 年 1 月 31 日までに登録され、事務局に認証された政府が所有する象牙は、上記段落 7) iv) の象牙とともに、事務局の厳格な監視のもと、目的地ごとに一度の売買によって取引、発送をおこなってもよい。
 - vi) 取引による収益は、ゾウの生息域やその近隣の地域で、ゾウの保護と地域社会の保全・開発プログラムにのみ用いられる。
 - vii) 上記段落 7) v) で特定されている追加の量は、常設委員会で上記の条件を満たしたと合意された後に限り、取り引きされる。
 - 8) すでに附属書 II に掲載されている個体群からの象牙の取引を許可しようとする提案は、CoP14 以降、上記段落 7) i)、7) ii)、7) iii)、7) iv)、7) v) の規定に従って実施される一度の象牙の売買の日から 9 年間の間、締約国会議に提出してはならない。加えて、そのようなならざる提案は決定 14.XX と 14.XX に従って取り扱われる。事務局からの提案に基づき、常設委員会は、輸出国、輸入国による不遵守の事実や、他のゾウ個体群の取引に有害であると証明された場合、この取引の一部、あるいは全部を停止する決定をくだすことができる。他のすべての標本は、附属書 I に掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書 I に掲げる種の標本の取引として規制される。」
注：上記段落 h) の「決議 14.XX と 14.XX」という記載は、下記の、常設委員会に向けた決議に言及しており、番号は附属書 I、II に示される。

「常設委員会は、事務局の支持を受け、遅くとも CoP16 までに承認されるよう、締約国会議の支援のもとでおこなわれる、象牙の取引過程に関する意思決定機構を提案する。

常設委員会は、MIKE、ETIS の情報に基づき、ゾウの現状、標本の取引、合法取引の影響に関する

アフリカゾウ附属書改正提案

N o.	掲載提案種	イメージ	提案国	提案内容	結果 賛-否-棄権
14	アフリカゾウ		ナミビア		否決 27-100-9
15	アフリカゾウ		ナミビア ジンバブエ		否決 21-107-11
16	アフリカゾウ		ベニン チャド ケニア 他		否決 61-71-12

No. 14, 15: 注釈を変更し、象牙取引の再開を可能とする

No. 16: 全個体群を附属書Iへ掲載し、商業取引禁止する

アフリカゾウ：附属書掲載・協議経緯

1977	全個体群附属書II	
1980～	象牙の密猟が問題視されはじめる	
1989	全個体群附属書Iへ移行	CoP7
1997	ボツワナ、ナミビア、ジンバブエの 個体群 附属書IIへ移行	CoP10
1999	日本への輸出承認：約50t日本へ	資金は保全活動へ
2000	南アフリカ共和国の個体群 附属書IIへ移行	CoP11
2002	日本と中国への輸出合意	CoP12
2007	日本と中国への輸出承認	CoP14
2008	日本に約40t、中国に約60t輸出	資金は保全活動へ
2010	タンザニア、ザンビア個体群の附属書改正提案 →否決 附属書II 個体群の注釈変更→撤回	CoP15
2013	タンザニア個体群附属書改正提案→撤回 附属書II 個体群の注釈変更提案→撤回	CoP16

アフリカゾウに関する議案



©Martin Harvey / WWF

決議10.9

「アフリカゾウの個体群を附属書Iから附属書IIに移すための提案の考慮」

決議10.10

「ゾウの標本の取引」

- ✓ Doc.24: 国内象牙行動計画(NIAP)策定プロセスについて
- ✓ Doc.57: ゾウについて
 - 57.2: 新決議案「象牙の国内市場閉鎖」
 - 57.3: 決議10.10の改正
 - 57.5: MIKE報告
 - 57.6: ETIS報告
- ✗ Doc.84: 意思決定メカニズムについて
 - 84.1: 常設委員会からの報告
 - 84.2: アフリカ8カ国による提案
 - 84.3: ナミビア、南ア、ジンバブエによる提案
- ✓ Doc.86: 決議10.9の見直し
- ✓ Doc.38: マンモスの牙の取引について

決議10.10の改訂

“すべての締約国および非締約国に対し、管轄域内において、**密猟または違法取引の一因ともなっている合法的な象牙市場がある場合**、緊急を要する問題として、必要なあらゆる法律、規制および法執行手段を用い、商業目的の未加工および加工象牙の取引を行う**国内市場を閉鎖するよう勧告**”

日本の市場は管理されている為
閉鎖すべき市場にあたらぬ

日本には違法取引が多い！
当然、閉鎖すべき

現在起こってる密猟の原因が日本の市場にある
とは考え難いが日本の規制には多くの穴がある



日本への影響：アフリカゾウ

附属書改正なし、既存決議の改訂・新決議の採択

→国内法の変更は義務ではない

ただし、国内外から厳しい視線を浴びていることを意識し、決議に準ずる対応をすべき

TRAFFICが必要と考える具体的な対応は...

- ・種の保存法改正を利用した取引規制の強化
- ・水際監視において近隣国とのネットワーク強化
- ・国内市場が密猟に荷担していないことを示す調査の実施
- ・取り扱う業者の自主的な努力 など

象牙市場を有する日本がすべきこと

① 密猟・国際的な違法取引根絶への貢献

- * 過去、大量に象牙を輸入し、また2回のOne-off saleの対象になった国としての義務を果たす

現在は、違法取引の撲滅を目指す国際的な潮流に乗っていない
国際社会の一員として、積極的なコミットメントが必要

② モデル市場の実現と需要の抑制

- * 他国の手本となる規制システムを構築する
- * 購買を煽るような広告をなくし、代替品開発を促進

意識の低い扱業者が存在し、規制も他国に比し厳しいとは言えない
消費者(特に若年層)の関心の低下が懸念される



20年後にどうありたいかのビジョンを持つ

象牙の違法な国際取引

Hong Kong Customs seizes suspected worked ivory and suspected pangolin scales at airport (with photos)

10 November 2016

Two travellers sentenced for smuggling worked ivory

Two travellers smuggling worked ivory were convicted at the Tsuen Wan Magistrates' Courts today (October 14) for violating the Protection of Endangered Species of Animals and Plants Ordinance.

A spokesman of the Agriculture, Fisheries and Conservation Department (AFCD) said that about 42 kilogramme of worked ivory were found by the Customs officers inside the luggage of two 33-year-old men arriving from Harare, Zimbabwe via Dubai, United Arab Emirates in the evening of October 12.

suspected pangolin scales with an estimated

ing. The four men arrived at Hong Kong from
d ivory and 90g of suspected pangolin

Subse Hong Kong Customs seizes suspected worked ivory at airport (with photo)

One of th
man was

Any p
accordan
to a max
upon cor

To en
call 1823

Ends/Frid
Issued a

Hong Kong Customs seized about 29 kilograms of suspected worked ivory worth about \$290,000 and arrested two incoming male passengers at Hong Kong International Airport today (October 16).

Customs officers intercepted a 28-year-old and a 34-year-old male passengers at the airport this afternoon. The two passengers arrived in Hong Kong from Kinshasa, Democratic Republic of the Congo, via Addis Ababa, Ethiopia. During Customs clearance, about 29 kilograms of suspected worked ivory were found inside their check-in suitcases. The case was handed over to the Agriculture, Fisheries and Conservation Department for follow-up investigation.

Under the Protection of Endangered Species of Animals and Plants Ordinance, any person found guilty of importing an endangered species without a licence is liable to a maximum fine of \$5 million and imprisonment for two years.

Ends/Sunday, October 16, 2016

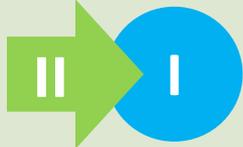
Issued at HKT 22:25

Photo



Hong Kong Customs seized about 44 kilograms of suspected worked ivory and 90 grams of suspected pangolin scales with an estimated market value of about \$440,000 at Hong Kong International Airport today (November 10).

ヨウム附属書改正提案

No.	掲載提案種	イメージ	提案国	提案内容	結果 賛-否-棄権
19	ヨウム		アンゴラ チャド EU ガボン ギニア ナイジェリア セネガル トーゴ 米国		可決 95-35-5

ヨウムの違法取引と繁殖

Grey area: The illicit parrot trade and SA's captive-breeding industry

by KIMON DE GREEF BUSINESS 30 SEP 2016 03:32 (SOUTH AFRICA)



South Africa has no wild grey parrots, yet it is the world's biggest exporter of the popular endangered birds. KIMON DE GREEF exposes the role of the breeders in calls for CITES to ban the trade

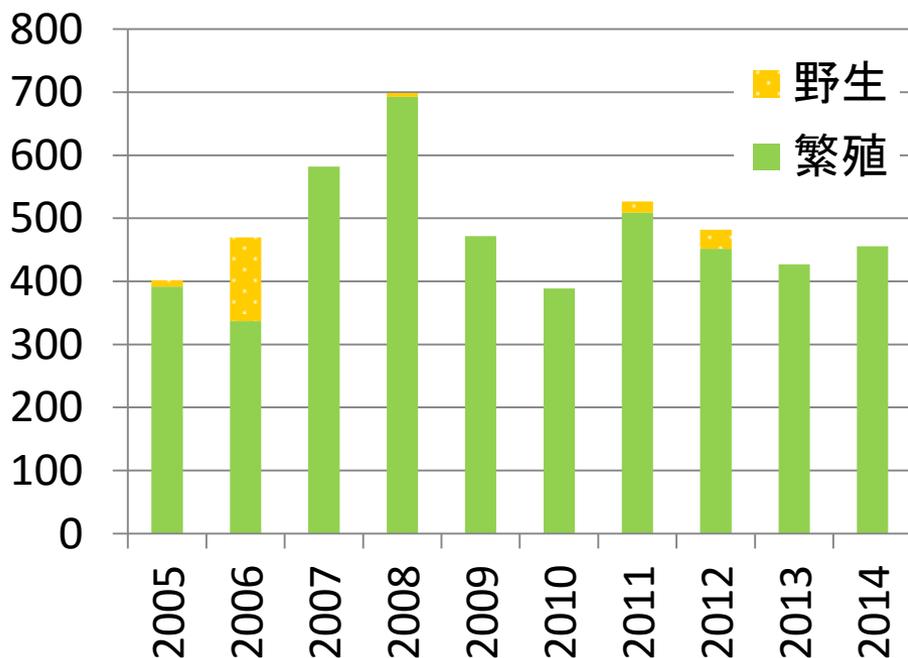
<https://www.dailymaverick.co.za/>

今後の国内での動き

2017年1月

「外為法(輸入／輸出貿易管理令)」での規制強化
「種の保存法」の国際希少野生動植物種に指定

表.日本の輸入頭数



- ✓ 輸出国の許可証、輸入国の輸入承認証がなければ輸入できない
↳ これまでは輸出許可証のみ
- ✓ 国内で飼育されている個体は“個体等登録”しなければ取引できない
- ✓ 1月以降、登録票なし販売・譲渡は違法！

日本への影響:ヨウム

附属書改正＝商業取引は原則禁止

→貿易管理令の内容変更を税関、関係者等に周知
種の保存法施行令を改正する

TRAFFICが必要と考える具体的な対応は...

- ・業界団体、愛好家団体、NGO／NPOを巻き込んで関係者へ周知徹底する
- ・すでに国内で飼育されている個体の登録を推進し、個体識別・生体登録の義務化を検討
- ・ブリーダー登録制度を構築
- ・ペット取引の影響に関する市民への普及啓発 など

“ローズウッド” 附属書改正

No.	掲載提案種	イメージ	提案国	提案内容	結果 賛-否-棄権
53	シタン		タイ	A	可決 コンセンサス
54	ツルサイカチ 属の13種		メキシコ	+	可決 コンセンサス
55	ツルサイカチ 属全種		アルゼンチン ブラジル グアテマラ ケニア	+	変更案可決 コンセンサス
56	ブビンガ属の 3種		EU ガボン	+	変更案可決 コンセンサス
57	プテロカルプ ス・エリナケ ウス		ベナン チャド 他	+	可決 コンセンサス

“ローズウッド”の違法取引

News / Hong Kong / Law & Crime

Hong Kong customs seize HK\$10m endangered Thailand rosewood

The haul of *Dalbergia cochinchinsis*, also known as Thailand rosewood is believed to be one of the city's biggest wood-smuggling cases in recent years

PUBLISHED : Tuesday, 02 August, 2016, 8:58pm

UPDATED : Tuesday, 02 August, 2016, 10:57pm

COMMENTS: 2



2016年7月、香港の税関で70トンを超えるシタン *Dalbergia cochinchinensis* (約1千万香港ドル相当) が押収された

South China Morning Post (Aug 2, 2016)

国内での“ローズウッド”の利用

- 家具
- 楽器：ギター、マリンバなど
- 食器
- 建材 など

日本への影響：ローズウッド

附属書改正＝輸入・再輸出に際し許可証が必要

→貿易管理令の内容変更を税関、関係者等へ周知
税関職員等への識別情報の提供

TRAFFICが必要と考える具体的な対応は...

- ・ローズウッドを識別できる能力構築・ツール作成の実施
- ・楽器、家具、建材等の取扱業者に規制変更を周知する
 - ※特に複雑な注釈を正しく理解し、再輸出の許可手続きに対応することが必要！

ウナギに関する“決定”

背景:

- * ヨーロッパウナギ(絶滅危惧IA類)
2007年に附属書Ⅱに掲載
- * 2010年12月にEUはヨーロッパウナギの輸出入を禁止したが、EUから中国への密輸は現在も続いている。
- * 附属書掲載やEUの輸出入禁止措置に伴う他のウナギ種への影響に対する懸念が増している。

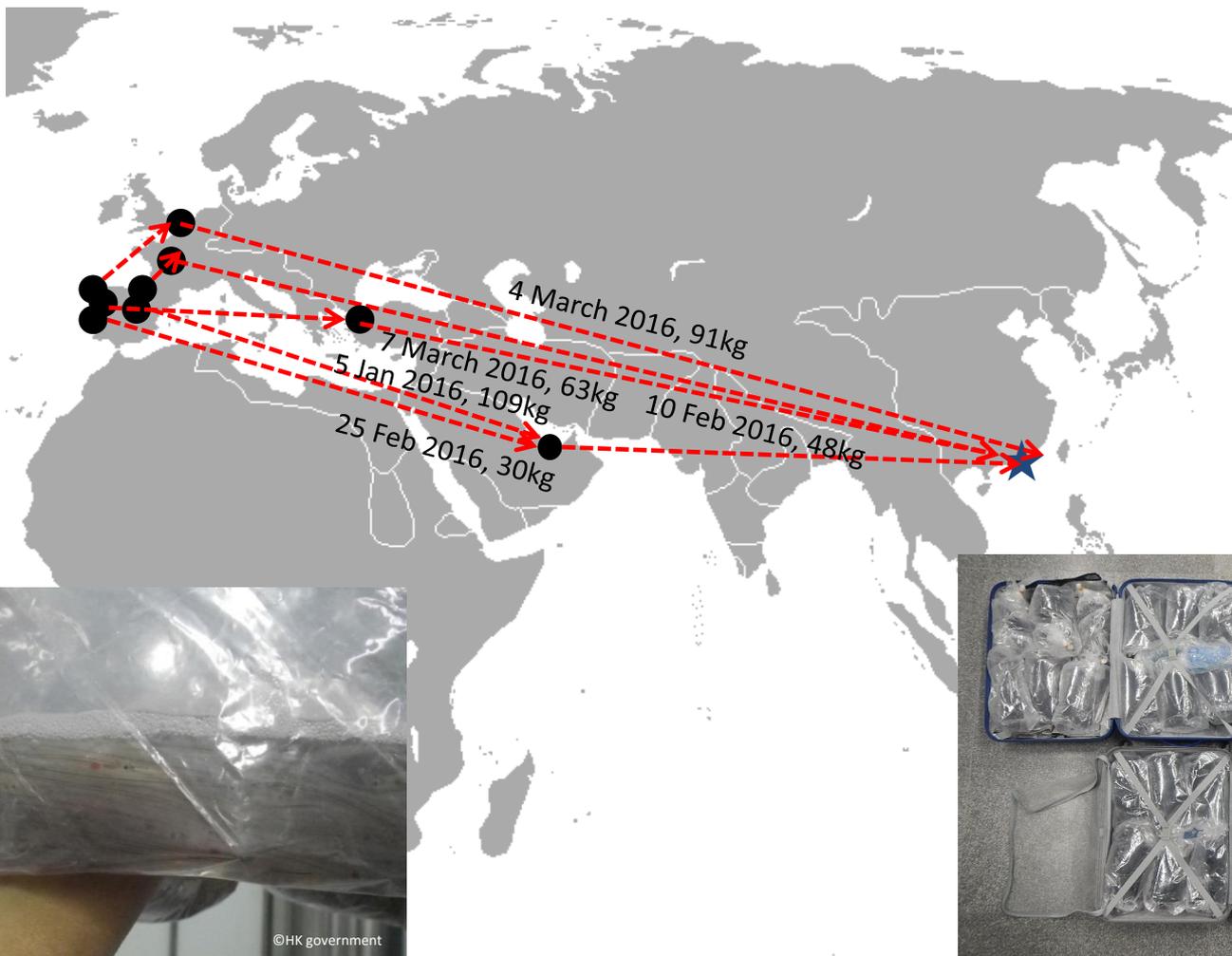


EUの提案“Conservation of and trade in Anguilla spp.”:

- * ヨーロッパウナギのワシントン条約附属書掲載に伴うウナギ属への影響を調査する⇒“決定”採択

ヨーロッパウナギの違法取引

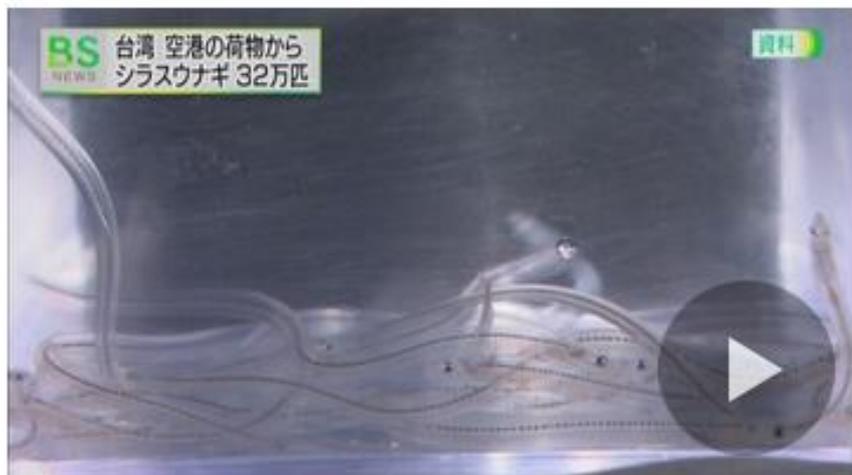
2016年1月～3月に香港で5件の押収があった



ニホンウナギの違法取引

台湾でウナギの稚魚大量密輸か 税関が調査

11月28日 23時12分



日本がこの時期に買い付けるニホンウナギの稚魚のシラスウナギが、台湾の空港で乗客が預けた荷物から大量に見つかり、税関は、台湾で取れたシラスウナギを密輸しようとした疑いがあると見て、詳しく調べています。

台湾の税関によりますと26日、台湾北部の桃園国際空港で、香港に向かう航空機に搭乗する予定だった8人の預け入れ荷物の中から、袋に入ったシラスウナギ、合わせて32万匹が見つかりました。

今後の流れ(予想)

2016年～2017年	独立コンサルタントによるヨーロッパウナギのワシントン条約の施行・効果、他のウナギ属のウナギの生態・影響に関する調査
2017年	◆ 第29回動物委員会(上記報告書の提出) ◆ 第69回常設委員会(必要に応じ検討)
2017年～2018年	国際的な技術ワークショップの開催 :FAO、IUCNウナギ属魚類専門家グループを含む専門家、産業界
2018年～2019年	◆ 第30回動物委員会: ■ ワorkshopの報告書の提出 ■ 第18回締約国会議に対するウナギの持続可能な取引のための勧告 ◆ 第70回常設委員会(必要に応じ検討)
2019年	第18回締約国会議@スリランカ

日本への影響：ヨーロッパウナギ

決定の採択

→調査に協力する

当該種の国際取引規制の施行状況とその効果検証が主で、他のウナギ属の取引動向やヨーロッパウナギ取引規制の影響調査等は補足的。

具体的には...

- 必要なデータを事務局・コンサルタントに提供する
- 国際的・地域的な協力、情報共有、参加を促進する
: 地域WSの開催
- 専門知識や知見を共有する技術WSに参加する

見解の相違

日本の漁業関係者、水産庁	欧米等の政府、環境保護団体
漁獲した魚を余すことなく使うことによって、環境に配慮している(混獲種についても同様)	死亡率(漁獲量)を下げなければ、環境に配慮しているとは言えない
法律や規制が存在すれば、資源管理には十分だ	法規制≠法順守 →法律や規制が遵守されていることを証明するためには、漁業者以外のなんらかの仕組み(オブザーバーの乗船、第三者認証等)が必要
CITESは真に絶滅のおそれのある種を保全するためのもの	CITESを持続可能な資源利用に積極的に活用すべき

ニホンウナギの掲載回避に必要なこと

① 関係国間による協同・調整された漁業管理

- * 科学的根拠に基づく規制が導入されており、それが有効に機能していることが必要

現在は、地域的管理の法的枠組みがなく、
規制の内容(池入れ量の上限)も科学的根拠に基づくものではない

② 違法取引(特に国際的な違法取引)の根絶

- * 原産国の法に則って採捕、輸出されたものであること
- * ヨーロッパウナギの再輸出への対処(EUにとって重要な種)

現在は、日本、台湾、中国が稚魚の輸出を禁止・制限しており、実質的に
日本に輸入されるニホンウナギの稚魚はすべて違法なもの



日本のウナギ養殖業の縮小等も見据えて対応が必要となる可能性

本日のトラゼミ

Ⅲ 野生生物取引を巡る世界の動き



国際社会の取組み：国連総会

第69回国連決議 A/RES/69/314 (2015年7月)	世界的な密猟の危機に終止符を打つための努力の強化を各国が誓約する決議「Tackling the illicit trafficking in wildlife (野生生物の違法取引への取組み)」が採択された。
第70回国連決議 A/RES/70/301 (2016年9月)	「Tackling the illicit trafficking in wildlife (野生生物の違法取引への取組み)」が新たに採択された



野生生物犯罪は、国の安全保障の問題との認識

国際社会の取組み： ハノイ会議



Hanoi Conference on
Illegal Wildlife Trade
17-18 November 2016 | Viet Nam

2016年11月17日・18日開催

第3回 違法な野生生物取引に関する国際会議

第1回	ロンドン宣言 (2014年2月)	41カ国＋EUが、野生生物犯罪と闘うための緊急かつ断固とした行動をとることを合意
第2回	カサネ声明 (2015年3月)	32カ国＋EUの政府代表によって、世界的な密猟の危機への対策強化の決意を新たにし、急増する違法な野生生物取引に対抗するための重要な施策を採択

国際社会の取組み： ハノイ会議

ハノイ声明

参加42カ国による、世界的な野生生物犯罪に対抗するための将来的な計画と支援を誓約した共同声明。国ごとの誓約を含め、これまでの宣言・声明より一歩踏み込んだものとなった。

しかし・・・

	違法市場の撲滅	有効な法規制と防止	法執行強化	持続可能な生活と経済発展
カナダ		X	X	
フランス	X		X	X
ドイツ	X	X	X	X
日本				
英国	X	X	X	X
米国	X	X	X	X

産業界の取組み: ROUTES

輸送・物流セクターの企業が違法な野生生物取引の根絶を目指す取り組みを支援するため、USAIDが資金提供し、政府、IATA、TRAFFIC等NGO、国連機関等が進めるプログラム



TRAFFIC

the wildlife trade monitoring network

